

徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部研究データポリシー

令和7年12月1日

学 長 制 定

(目的)

徳島文理大学及び徳島文理大学短期大学部(以下「本学」という。)は、自立協同の建学精神に基づき、教育研究の成果を社会に提供するとともに、文化の創造と地域及び世界の発展に貢献することを目指して教育研究活動を推進している。

本ポリシーは、この理念のもと、本学における研究データの管理、公開及び利活用に関する原則を定めることを目的とする。

(研究データ)

本ポリシーが対象とする研究データは、本学における教育研究活動を通じて収集又は生成されたデータをいう。

(研究データの管理等)

研究データの管理、公開及び利活用の方法は、それを収集又は生成した者が、法令及び本学の規則その他これに準ずるものの範囲内並びに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲内(以下「規則等の範囲内」という。)において、決定することができる。

(研究者)

本ポリシーにおいて、研究者とは、本学の教職員、学生、研究員など研究に携わるすべての者のことをいう。

(研究者の役割)

研究者は、規則等の範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開して利活用を促進する。

(大学の役割)

本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境を整備する。

(その他)

本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。